

## 湘南工科大学研究倫理規程

### (趣旨)

第1条 湘南工科大学（以下「本学」という。）が行う学術研究が適正かつ円滑に遂行され、持続的に社会からの信頼を得ることを目的として、本学において研究に携わる者が遵守すべき責務、研究活動における不正行為（以下「特定不正行為」という）の防止、特定不正行為の疑義が生じた時の調査、倫理審査の必要な特定研究に関して必要な事項について定める。

### (対象)

第2条 本学において研究活動を行う本学の教職員、本学の研究費又は本学の施設もしくは設備を利用して研究活動を行うすべての者（以下「研究者」という。）を対象とする。

### (研究者の責務)

第3条 研究者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 研究者は、法令や関係規則を遵守し、自己の良心に従い、誠実に行動しなければならない。
- (2) 研究者は、産学官連携活動等に伴う利益相反による弊害が生じないように努めなければならない。
- (3) 研究者は、研究活動において、捏造、改ざん、著作権の侵害などの不正な行為をしてはならない。
- (4) 研究者は、研究費ごとに定められた条件や使用ルールを遵守し、研究活動に係る不正及び研究費の取扱いに係る不正の未然の防止に努めなければならない。
- (5) 研究を指導する立場にある研究者は、研究活動に関する不正が起きないように、指揮下にある研究活動及び研究者等の管理を適切に行わなければならない。
- (6) 研究者は、不正な行為が行われていることを知ったときは、その改善に努めなければならない。
- (7) 研究者は、研究に用いる装置、機器、薬品、材料等を本学諸規程に基づき適切かつ安全に管理し、正当な理由なく外部に持ち出してはならない。
- (8) 研究者は、研究成果が再現できるよう必要なデータや試資料等を、可能な範囲内で適切に保存、管理しなければならない。
- (9) 研究者は、研究倫理委員会及び研究倫理専門調査委員会から、事情聴取又は研究資料（実験ノート、研究費使用記録、コンピュータに保存されたデータ・記録等）の提出を求められた場合は応じなければならない。
- (10) 研究者は、研究のために取得した試資料及び研究情報等について、不正な行為又は不注意等によって外部に漏えいすることのないよう、その防止に必要な措置を講じなければならない。

(1 1) 研究者は、研究により得られた個人情報等を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(特定不正行為の定義)

第4条 この規程において特定不正行為とは、次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 捏造（存在しないデータ、研究結果等を作成すること。）
- (2) 改ざん（研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。）
- (3) 盗用（他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。）

(研究倫理教育)

第5条 特定不正行為の防止のため研究倫理教育責任者を置く。

- 2 研究倫理教育責任者は、学長の指示の下、工学部及び工学研究科において責任と権限を持つものとし、工学部長及び工学研究科長をもって充てる。
- 3 研究倫理教育責任者は、研究活動に関わるものを対象に、定期的に研究倫理教育を実施するものとする。
- 4 研究倫理教育責任者は、学生に対する研究倫理教育の実施を推進するものとする。

(周知)

第6条 研究倫理教育責任者は、すべての研究者に関係法令や本学の諸規程等を遵守するよう周知徹底するとともに、特定不正行為が起これないように必要な措置を講じる。

(倫理審査の必要な研究)

第7条 研究者は、倫理審査の必要な特定の研究（ヒトを対象とする研究、遺伝子組み換え研究、動物実験、危険性を伴う研究、その他研究倫理が問題となる研究）を行う場合は、研究倫理審査申請書（様式第1号）を事前に研究倫理委員会に申請しなければならない。なお、研究遂行の可否については、研究倫理委員会の決定に従わなければならない。

(研究倫理委員会)

第8条 本学において、特定不正行為の防止及び調査又は倫理審査の必要な研究のため研究倫理委員会を設置する。

- 2 研究倫理委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
  - (1) 学長
  - (2) 副学長、工学部長、研究科長、教務部長、学生部長、メディア情報センター長

- (3) 各学科長、総合文化教育センター長
- (4) 委員長が必要と認めた教職員 若干名
- 3 研究倫理委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。
- 4 委員長は、研究倫理委員会の会議を招集し、その議長となる。
- 5 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。
- 6 研究倫理委員会が必要と認めた者は、会議に出席して意見を述べることができる。

(審査事項)

第9条 研究倫理委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 特定不正行為、研究者の研究倫理に反する行為、不当又は不公正な扱いを受けた者からの相談、あるいは研究者自身が直面する侵害行為
- (2) 研究倫理の審議を必要とする特定の研究（ヒトを対象とする研究、遺伝子組み換え研究、動物実験、その他危険性を伴う研究）の可否

(研究倫理専門調査委員会)

第10条 研究倫理委員会は、専門性を有する事案の調査のため、専門性の高い人員で構成する研究倫理専門調査委員会（以下「専門調査委員会」という）を設置することができる。

- 2 専門調査委員会は、外部の専門家を委員に含めることができる。
- 3 専門調査委員会は、研究倫理委員会から要請された事案に関して調査し、調査結果ならびに見解を研究倫理委員会に答申する。
- 4 研究倫理委員会は、専門調査委員会からの答申を受け、事案への対応を行う。

(研究倫理指針)

第11条 研究倫理委員会は、研究倫理の審議を必要とする特定の研究を審査するにあたり研究倫理指針を定めることができる。

(特定不正行為に関する告発等の窓口)

第12条 特定不正行為に関する告発等を受け付け、又は告発の意思を明示しない相談（以下「告発等」という。）を受ける窓口（以下「受付窓口」という）を事務課に置く。

- 2 告発等を受け付けた受付窓口の責任者は、告発等の内容を委員長へ報告する。

(告発等の取扱い)

第13条 告発等の方法は、受付窓口に対して書面、電話、FAX、電子メール、面談をもって行うものとする。

- 2 告発は原則として顕名によるもののみとし、特定不正行為を行ったとする研究者・グ

ループ、特定不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されていないなければならない。

(告発者・被告発者の取扱い)

第14条 委員長は、告発等を受け付ける場合、告発内容や告発者の秘密を守るため適切な方法を講じなければならない。

- 2 委員長は、告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底しなければならない。
- 3 委員長は、調査事案が漏えいした場合、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責により漏えいした場合は、本人の了解は不要とする。
- 4 委員長は、調査の結果、悪意（被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思。）に基づく告発であったことが判明した場合は、告発者の氏名の公表、本学諸規程に基づく処分又は法的手続きを行うことができる。
- 5 悪意に基づく告発であることが判明しない限り、告発したことを理由に、告発者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取り扱いをしてはならない。
- 6 相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を部分的又は全面的に禁止したり、解雇、降格、減給その他不利益な取り扱いをしたりしてはならない。

(告発の受付によらないものの取扱い)

第15条 告発の意思を明示しない相談について、告発の意思表示がなされない場合にも、委員長の判断でその事案の調査を開始することができる。

- 2 学会等の科学コミュニティや報道により特定不正行為の疑いが指摘された場合は、告発等があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- 3 委員長は、特定不正行為の疑いがインターネット上に掲載されている（特定不正行為を行ったとする研究者・グループ、特定不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限る。）ことを確認した場合、告発等があった場合に準じた取扱いをすることができる。

(告発等に対する予備調査)

第16条 委員長は、告発を受け付けた後速やかに、告発された特定不正行為が行われた可能性、告発の際示された科学的な合理性のある理由の論理性、告発された事案に係る研

究活動の公表から告発までの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬など研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間、又は保存期間を超えるか否かなど告発内容の合理性、調査可能性等について予備調査を行う。

- 2 委員長は、告発がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発に係る予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯・事情を含め、特定不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。
- 3 委員長は、予備調査の結果、告発がなされた事案が本格的な調査をすべきものと判断した場合、本調査を行う。
- 4 委員長は、告発を受け付けた後、30日以内に本調査を行うか否か決定する。
- 5 委員長は、本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに告発者に通知するものとする。この場合、予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る配分機関等及び告発者の求めに応じ開示するものとする。

(告発等に対する本調査)

第17条 特定不正行為の本調査を行うことを決定した場合、委員長は、告発者及び被告発者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。告発された事案の調査に当たっては、告発者が了承したときを除き、本学以外の者や被告発者に告発者が特定されないよう周到に配慮する。

- 2 委員長は、当該事案に係る研究費配分機関等及び文部科学省に本調査を行う旨報告する。
- 3 委員長は、本調査の実施の決定後、30日以内に本調査を開始する。

(調査体制)

第18条 委員長は、本調査に当たっては、専門調査委員会を設置する。

- 2 委員長は、本調査に当たっては、専門調査委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に示すものとする。これに対し、告発者及び被告発者は、あらかじめ調査機関が定めた期間内に異議申立てをすることができる。異議申立てがあつた場合、調査機関は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(調査方法・権限)

第19条 本調査は、告発された事案に係る研究活動に関する論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請などにより行う。この際、被告発者の弁明の聴取が行われなければならない。

- 2 告発された特定不正行為が行われた可能性を調査するために、専門調査委員会が再実験などにより再現性を示すことを被告発者に求める場合、又は被告発者自らの意思によりそれを申し出て専門調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）に関し調査機関により合理的に必要と判断される範囲内において、これを行う。その際、専門調査委員会の指導・監督の下に行うこととする。
- 3 専門調査委員会の調査に対し、告発者及び被告発者などの関係者は誠実に協力しなければならない。また、本学以外の機関において調査が必要な場合は、当該機関に協力を要請することとする。

（調査の対象となる研究活動）

第 20 条 調査の対象には、告発された事案に係る研究活動のほか、専門調査委員会の判断により調査に関連した被告発者の他の研究活動も含めることができる。

（証拠の保全措置）

第 21 条 専門調査委員会は本調査に当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。これらの措置に影響しない範囲内であれば、被告発者の研究活動を制限しない。

（研究費配分機関への調査状況の中間報告）

第 22 条 委員長は、告発された事案に係る研究費の配分又は措置をした配分機関等の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該配分機関等に提出するものとする。

（調査における研究又は技術上の情報の保護）

第 23 条 調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮する措置を講ずる。

（特定不正行為の認定）

第 24 条 本調査の開始後 150 日以内に、専門調査委員会は調査結果を研究倫理委員会に報告することとする。

- 2 専門調査委員会は、特定不正行為が行われたか否か、特定不正行為と認定する場合はその内容、特定不正行為に関与した者とその関与の度合い、特定不正行為とする研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割を明らかにする。
- 3 特定不正行為が行われなかったとされる場合であって、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、専門調査委員会は、併せてその旨の認定を行うものとする。この認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

(特定不正行為の疑惑への説明責任)

第 25 条 専門調査委員会の調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法と手続にのっとり行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

(特定不正行為か否かの認定)

第 26 条 専門調査委員会は、被告発者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、特定不正行為か否かの認定を行う。

- 2 特定不正行為に関する証拠が提出された場合には、被告発者の説明及びその他の証拠によって、特定不正行為であるとの疑いが覆されないときは、特定不正行為と認定する。
- 3 被告発者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在など、本来存在すべき基本的な要素の不足により、特定不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときは、特定不正行為と認定する。ただし、被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由（例えば災害など）により、基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合、又は生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在などが、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間を超えることによるものである場合はこの限りではない。
- 4 説明責任の程度及び本来存在すべき基本的要素については、研究分野の特性に応じ、専門調査委員会の判断によることとする。

(特定不正行為の調査結果の通知及び報告)

第 27 条 委員長は、特定不正行為の調査結果を速やかに告発者及び被告発者（被告発者以外で特定不正行為に関与したと認定された者を含む以下同じ。）に通知する。被告発者が調査機関以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも当該調査結果を通知する。

- 2 委員長は、事案に係る配分機関等及び文部科学省に当該調査結果を報告する。
- 3 悪意に基づく告発との認定があった場合、委員長は告発者の所属機関に通知する。

(不服申立て)

第 28 条 特定不正行為と認定された被告発者は、30日以内に不服申立てをすることができる。ただし、期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者は、その認定について、不服申立てをすることができる。

- 3 不服申立ての審査は研究倫理委員会が行う。
- 4 委員長は、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、専門調査委員会の委員の交代若しくは追加、又は専門調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。ただし、当該不服申立てについて専門調査委員会の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
- 5 特定不正行為があったと認定された場合に係る被告発者による不服申立てについて、研究倫理委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、委員長は被告発者に当該決定を通知する。このとき、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするとき研究倫理委員会が判断するとき、委員長は以後の不服申立てを受け付けないことができる。
- 6 委員長は、不服申立てについて、再調査を行う決定を行った場合には、専門調査委員会は被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合には直ちに調査機関に報告し、調査機関は被告発者に当該決定を通知する。
- 7 委員長は、被告発者から特定不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、告発者に通知する。加えて、調査機関は、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。
- 8 専門調査委員会が再調査を開始した場合は、50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに研究倫理委員会に報告し、委員長は当該結果を被告発者、被告発者が所属する機関及び告発者に通知する。なお、委員長は、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。
- 9 悪意に基づく告発と認定された告発者から不服申立てがあった場合、委員長は、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。なお、委員長は、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。
- 10 不服申立てについては、専門調査委員会は30日以内に再調査を行い、その結果を直ちに研究倫理委員会に報告するものとする。研究倫理委員会は、当該結果を告発者、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。なお、委員長は、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。

(調査結果の公表)

- 第29条 研究倫理委員会は、特定不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表する。
- 2 研究倫理委員会は、特定不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等



に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。また、悪意に基づく告発の認定があったときは、調査結果を公表する。

3 調査結果の報告書に記載すべき事項を別表1に定める。

(庶務)

第30条 研究倫理委員会の庶務は、事務課において行う。

(規程の改廃)

第31条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、理事会において行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(様式第1号)

受付番号： 号

研究倫理審査申請書

平成 年 月 日

申請者： \_\_\_\_\_ 学科 \_\_\_\_\_ 印

1. 申請内容

- A. ヒトを対象とした研究
- B. 動物を用いた研究
- C. 遺伝子組み換えに関する研究
- D. 危険を伴う研究
- E. その他

2. 研究テーマ名：

3. 研究に関与する教職員、学生、大学院生所属氏名

4. 研究の概要（詳細を添付資料として提出）

5. 研究期間

工学部長	事務局長	事務課	学科長

(様式第2号)

平成 年 月 日

学科  
殿

研究倫理委員会委員長

研究倫理委員会審査結果について

標記の件について、以下のとおり通知します。

記

1. 受付番号：
2. 審査内容：
3. 研究テーマ：
4. 審査判定： 承認 ・ 不承認
5. 承認番号：
6. 不承認理由または指示事項

## (別表1)

### 調査結果の報告書に記載すべき事項

- 経緯・概要
  - 発覚の時期及び契機（※「告発」の場合はその内容・時期等）
  - 調査に至った経緯等
  
- 調査
  - 調査体制
  - 調査内容
    - ・ 調査期間
    - ・ 調査対象（※対象者、対象研究活動、対象経費〔競争的資金等、基盤的経費〕）
    - ・ 調査方法・手順（例：書面調査〔当該研究活動に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査等〕、関係者のヒアリング、再実験を行った場合は、その内容及び結果等）
    - ・ 調査委員会の構成（氏名・所属を含む。）、開催日時・内容等
  
- 調査の結果（特定不正行為の内容）
  - 認定した特定不正行為の種別（例：捏造、改ざん、盗用）
  - 特定不正行為に係る研究者（※共謀者を含む。）
    - ① 特定不正行為に関与したと認定した研究者（氏名（所属・職（※現職））、研究者番号）
    - ② 特定不正行為があったと認定した研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定した研究者（氏名（所属・職（※現職））、研究者番号）
  - 特定不正行為が行われた経費・研究課題（競争的資金等）
    - ・ 制度名
    - ・ 研究種目名、研究課題名、研究期間
    - ・ 交付決定額又は委託契約額
    - ・ 研究代表者氏名（所属・職（※現職））、研究者番号
    - ・ 研究分担者及び連携研究者氏名（所属・職（※現職））、研究者番号
  - 特定不正行為の具体的な内容（※可能な限り詳細に記載すること）
    - ・ 手法
    - ・ 内容

- ・ 特定不正行為と認定した研究活動に対して支出された競争的資金等又は基盤的経費の額及びその使途

○ 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由

□ 調査機関がこれまで行った措置の内容

(例) 競争的資金等の執行停止等の措置、関係者の処分、論文等の取下げ勧告等

□ 特定不正行為の発生要因と再発防止策

○ 発生要因（不正が行われた当時の管理体制、必要な規程の整備状況を含む。）

（※可能な限り詳細に記載すること）

○ 再発防止策